

# 岐阜県公報

第二千八百八十九号  
平成二十九年十月十三日

(金曜日)

## 目次

### 告 示

土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定	(廃棄物対策課) 六一二
医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課) 六一二
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(同) 六一二
指定医療機関の廃止の届出	(同) 六一二
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同) 六一三
教育委員会告示	
岐阜県重要文化財の指定	(文化伝承課) 六一三
選挙管理委員会告示	
個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消し 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定の取消し	(選挙管理委員会) 六一四 (同) 六一四
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業・金融課) 六一四
大規模小売店舗の廃止の届出に関する件	(同) 六一六
県営土地改良事業計画の決定	(農地整備課) 六一六
林業用種苗生産事業者講習会の実施	(森林整備課) 六一六
公共測量の終了	(用地課) 六一七

土地改良区役員の退任及び就任

(可茂農林事務所) 六一七

### 正 誤

飛騨・美濃すぐれもの認定審査会規則中訂正  
定期監査の結果に関する報告の公表中訂正

(観光企画課) 六一八  
(監査委員) 六一九

告 示

岐阜県告示第四百六十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定する。

平成二十九年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 形質変更時要届出区域

中津川市千旦林字鍛冶屋平六四三番一及び字樋泉六一三番一の各一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十七条の土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

岐阜県告示第四百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日  
北方アイクリニックス 本巢郡北方町平成三 七五 二 平成二九・四・一

大野齒科クリニック 各務原市鷺沼東町二 五六 九 平成二九・七・一

岐阜県告示第四百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称 訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地 訪問看護ステーション等の名称 訪問看護ステーション等の所在地 指 定 年 月 日  
医療法人 白水 加茂郡白川町坂ノ 白川訪問看護ステーション 加茂郡白川町坂ノ 平成二九・四・一  
東五七七〇 だま

岐阜県告示第四百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 廃 止 年 月 日

北方アイクリニック 本巣郡北方町平成三 一五 平成二九・二・二八

大野歯科クリニック 各務原市鵜沼東町二 五六九 平成二九・六・三〇

岐阜県告示第四百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものと

された生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地 サービスの種類 居宅介護事業所等の名称 居宅介護事業所等の所在地 指 定 年 月 日

医療法人 同仁会 岐阜県高山市昭和町二丁目八五番地一 居宅療養管理指導 折 茂 医 院 岐阜県高山市昭和町二丁目八五番地一 平成二九・六・一

医療法人 同仁会 岐阜県高山市昭和町二丁目八五番地一 介護予防居宅療養管理指導 折 茂 医 院 岐阜県高山市昭和町二丁目八五番地一 同

NPO法人まちづくり山岡 岐阜県恵那市山岡町上手向一二二八番地一 居宅介護支援事業 まちづくり居宅支援事業所 岐阜県恵那市山岡町上手向五九九番地一 平成二九・九・一

NPO法人まちづくり山岡 岐阜県恵那市山岡町上手向一二二八番地一 通所介護 山岡デイサービスセンター ゆとり 岐阜県恵那市山岡町上手向五九九番地一 同

NPO法人まちづくり山岡 岐阜県恵那市山岡町上手向一二二八番地一 介護予防通所介護 山岡デイサービスセンター ゆとり 岐阜県恵那市山岡町上手向五九九番地一 同

NPO法人まちづくり山岡 岐阜県恵那市山岡町上手向一二二八番地一 短期入所生活介護 山岡ショートステイほのぼの荘 岐阜県恵那市山岡町上手向五九九番地一 同

NPO法人まちづくり山岡 岐阜県恵那市山岡町上手向一二二八番地一 介護予防短期入所生活介護 山岡ショートステイほのぼの荘 岐阜県恵那市山岡町上手向五九九番地一 同

教育委員会告示二〇

平成二十九年十月十三日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会告示第四号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第三条第一項の規定による岐阜県重要文化財の指定を次のように行うので、同条第三項の規定により告示する。

岐阜県重要文化財

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第六十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定の取消しにつ

指定番号	五三	岐重	五三
種目	彫刻	考古資料	
名称	木造釈迦如来坐像	船来山古墳群出土品	
員数	一躯	六八七点	
内容	繪材、寄木造り、内割、玉眼、彩色。像高六一・五センチメートル。本像は、中世における院派系仏師による作品で、彫刻の完成度が高く、中世院派の様式展開や本県の彫刻史を考えるうえで、その文化的価値は極めて高い。	古墳時代の土師器・須恵器などの土器・鏡・銅鏃などの青銅製品、武器・武具・馬具・農具などの鉄製品、勾玉・管玉・ガラス玉などの装身具等。古墳時代における副葬品や葬送儀礼の変遷を顕著に示す好例であり、古墳時代研究に大いに資するものである。	
所在地	関市小室一丁目九番地	本本市上保一	
所有者	宗教法人数臨川寺	本本市	
住所	関市小室九番地	本本市文殊三二四	

いて、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

平成二十九年十月十三日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大松 利幸

指定を取り消した施設

指定名称	施設名称	所在地
無田三村	越原地域集会所	加茂郡無田三村越原315番地の1

岐阜県選挙管理委員会告示第七十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定の取消しをしたので、その旨告示する。

平成二十九年十月十三日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大松 利幸

指定を取り消す施設名称等

名称	所在地
国民健康保険関ケ原病院	不破郡関ケ原町関ケ原2490番地の29

公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五  
条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年十月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・  
金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配  
慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意  
見書を提出することができる。

平成二十九年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年九月二十九日

二 届出者の氏名又は名称

カワボウ株式会社

三 建物の名称及び所在地

マサ21 (MASA21)

岐阜市正木中一丁目二番一号

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ  
ては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 外七十一者

千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 外七十三者

千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模  
小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五  
条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年十月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・

金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配  
慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意  
見書を提出することができる。

平成二十九年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年九月二十九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社LEXELビバ

三 建物の名称及び所在地

スーパービバホーム柳津店Aゾーン

岐阜市柳津町物流センター一丁目十九番 外

四 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 八箇所

(変更後) 七箇所

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模  
小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五  
条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年十月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・  
金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配  
慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意  
見書を提出することができる。

平成二十九年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年九月二十九日

二 届出者の氏名又は名称

三菱UFJリース株式会社

三 建物の名称及び所在地

ジーユー可児店、オートボックス可児店

可児市中恵土字助太郎二三七一 一七七 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) 可児中恵土複合商業施設

(変更後) ジーユー可児店、オートボックス可児店

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 白石 正

(変更後) 代表取締役 柳井 隆博

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。

平成二十九年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

二 建物の名称及び所在地

ピアゴ関店

関市片倉町一番地の三

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の

写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
紋 原 地 区	関 市 役 所	平成二九・一〇・一三から 同二九・一一・一三まで

林業用種苗生産事業者講習会の実施

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定により、同法第十条第三項第三号イに規定する講習会を次のとおり開催しますので、林業種苗法施行令(昭和四十五年政令第九十四号)第三条の規定により公示します。

平成二十九年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 講習会の開催日時

平成二十九年十二月十三日(水)午前九時

二 講習会の開催場所

美濃市曾代八八 岐阜県立森林文化アカデミー テクニカルセンターB多目的研修室

三 受講申込みの手続

受講希望者は、受講申込書に必要な事項を記載し、受講手数料として一万四千円に相当する額の岐阜県収入証紙を貼り付け、平成二十九年十一月二十八日(火)までに岐阜県林政部森林整備課に提出してください。

受講申込書は、住所地を所管する農林事務所又は岐阜県林政部森林整備課にて配布します。また、インターネットで岐阜県林政部森林整備課のホームページからダウンロードできるほか、郵送を御希望の方は、八十二円切手を添えて岐阜県林政部森林整備課までお申し込みください。

四 講習内容

講 習 事 項	講 習 時 間
種苗に関する法令 種苗の産地及び系統に関する事項 種苗の生産技術に関する事項	二時間 二時間 二時間

五 その他

この講習について不明な点は、岐阜県林政部森林整備課整備係（電話〇五八 二七二 八四九〇）までお問い合わせください。

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十九年八月二十一日から

同 年九月十四日まで

四 作業地域

可児市

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規

定により公示する。

平成二十九年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年 月 日	退任した役員	役名	氏 名	住 所
美濃加茂市木曾川右岸用水区	平成二九年九月	理事	藤井浩人	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋四四七番地	
			松田好道	山之上町 三五四八番地	
			清水幸夫	太田町 二八九一番地	
			山田康彦	西町四丁目 五〇番地	
			柴山 擴	本郷町九丁目九番地二〇号	
			渡邊浩司	川合町二丁目九番三二号	
			小藤重伸	山之上町一一六九番地三	
			井戸 勇	蜂屋町下蜂屋二〇三番地一	
			日江 洋二	蜂屋町上蜂屋三〇二九番地一	
			間宮 正	加茂野町稲辺一六三番地一の三	
			織部 優	加茂野町今泉一〇五九番地	
			杉山 庄八	下米田町則光三九三番地	
			加納 正俊	下米田町西脇二二〇七番地	
			井上 正秋	伊深町 一三四二番地	
		監事	日江 康隆	蜂屋町上蜂屋二九〇番地五	
			河村 一成	下米田町西脇四〇一番地二	
			木村 重雄	加茂野町木野一〇二三番地	

就任した役員

土地改良区名	年 月 日	就任した役員	役名	氏 名	住 所

美濃加茂市木曾川右岸土地改良区

平成  
元・九二〇

理事	藤井浩人	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋四二七番地
同	松田好道	山之上町 三五四八番地
同	渡邊俊彦	太田町 二八八〇番地
同	中島修治郎	西町八丁目 二六番地
同	柴山 擴	本郷町九丁目九番地二〇号
同	若山 義昭	本郷町九丁目九番地二九号
同	福田 仁	山之上町五二二九番地一
同	日江洋二	蜂屋町上蜂屋三〇二九番地一
同	坂井道夫	蜂屋町下蜂屋一〇〇〇番地一
同	藤吉昭彦	加茂野町加茂野四七五番地
同	高井 厚	加茂野町鷹之巣三三三番地二
同	加納正俊	下米田町西脇二二〇七番地
同	杉山康夫	下米田町則光三〇七番地一
同	井上正秋	伊深町 一五四二番地
監事	河村一成	下米田町西脇四〇二番地二
同	木村重雄	加茂野町木野一〇二三番地
同	酒向光	蜂屋町上蜂屋一九四八番地二

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土良地名	退月日任	役名	氏名	住	所
改良区名	平成 元・九二〇	理事	南山宗之	加茂郡坂祝町加茂山二丁目四番地一一	
坂祝町木曾川右岸土地改良区		同	高橋正彦	同	酒倉 八二五番地九
		同	白田幸信	同	大針 一〇四六番地
		同	兼松 修	同	黒岩 九四六番地
		同	藪下 繁	同	深董 一九番地
		同	小島順三	同	勝山 三三九番地一
		同	丹羽千秋	同	深董 一二二四番地
		同	森和也	同	勝山 二二〇番地一

就任した役員

土良地名	就月日任	役名	氏名	住	所
改良区名	平成 元・九二二	理事	南山宗之	加茂郡坂祝町加茂山二丁目四番地一一	
坂祝町木曾川右岸土地改良区		同	苅谷幹治	同	酒倉 七七九番地
		同	白田 泉	同	大針 一〇二一番地
		同	兼松 幸史	同	黒岩 九三九番地二
		同	若井俊春	同	深董 四〇番地
		同	小島順三	同	勝山 三三九番地一
		同	小栗昭憲	同	勝山 二二〇番地一
		同	酒倉 憲	同	酒倉 九二番地四

正 誤

（原稿誤り）  
平成二十五年四月一日号外(Ⓐ) 飛騨・美濃すぐれもの認定審査会規則（岐阜県規則第五十八号）二頁上段後から十三行目中「第六条」は「第七条」の、同段後から十一行目中「第七条」は「第八条」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十九年九月二十七日号外(一)定期監査の結果に関する報告の公表(岐阜県監査委員告示第二十三号)七頁上段表「14,170円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい」が「1,029円が支払不足となっていた」の誤り。

平成二十九年十月十三日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社